

山梨県スキー連盟慶弔規程

(根 拠)

第1条 本連盟の慶弔金の贈与は、本連盟の定めるところによる。

(対 象)

第2条 本規程の慶弔金贈与の対象範囲は、下記の通りとする。

- (1) 本連盟の役員並びに元会長、元副会長、元理事長
- (2) 本連盟の各加盟団体の会長
- (3) 本連盟の職員

(種 類)

第3条 慶弔金品は下記の通りとする。

- (1) 結婚祝金... 10,000円
- (2) 供花代(花輪一基)... 時価
香典... 5,000円以内
- (3) 傷病見舞金(休養30日以上におよんだ場合)... 20,000円以内
- (4) 災害見舞金品(住居の全半壊・全半焼の場合)... 20,000円以内
- (5) 加盟団体記念祝金... 10,000円以内
- (6) 本連盟のため著しい功労のあった人及び第2条にあげる対象の配偶者死亡の場合は、弔意を表し、理事会の承認を得る。但し、原則として、本連盟へ通報があった場合とする。その他、特別の場合は理事会の承認を得る。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は理事会の議決による。

(補 則)

第5条 本規程は、平成17年11月13日よりこれを施行する。